

## 平成 29 年度 事業計画

### 【基本方針】

我国は超高齢・人口減少社会を迎え、生産年齢人口の減少により労働力不足の傾向が見られるが、本県においても同様に、県人口が減少傾向に入り、また60歳以上の人口が、75万7千人（総人口比32.7%）余りで過去最高を更新し、65歳以上も全体の25.6%と4人に1人が65歳以上という超高齢・人口減少社会を迎えている。

国においては、高齢者が長年培ってきた知識・経験を活かし、生涯現役として、健康で社会参加することにより、生きがいの充実を図ることができる「生涯現役社会」の実現を図るために多くの高齢者に対して就業機会を確保・提供することが重要であるとしている。

平成28年の法律改正により、シルバー人材センターの就業時間の要件緩和等も可能となるとともに、身体機能や知的能力が改善されていることから、現在65歳以上とされている高齢者の定義を75歳とすべきと日本老年学会等から提言がある等、70歳前後の人たちの活発な活躍が、明るく活力ある超高齢社会につながっていくとして、シルバー人材センターに対する期待は益々大きくなってきている。

平成28年度の県内シルバー人材センターの事業実績は、全体としては契約金額及び就業延人員において、それぞれ前年度実績を上回っており、「中期計画」の目標値を達成できる見込みである。特に派遣事業においては、登録会員数、契約件数、契約金額ともに前年度を大きく超える実績が見込まれており、これは各センターの積極的な就業機会拡大の取組みの成果と言える。

一方、会員数拡大については、新規会員はあるものの、それと同数程度の退会者があることから微増に止まっており、中期計画の目標達成が困難な状況にある。会員数の拡大が引き続き大きな課題となっている。

平成29年度は、シルバー人材センターの創設理念でもある「高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。」ことを念頭に各センターとの連携を深め、以下を重点として、事業展開をする。

- 1 「安全はすべてに優先する」とし、会員が安全に就業するための取組みを行なう。
- 2 「会員数拡大」について、平成29年度が中期計画最終年度であり、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うために最重要課題といえるものであり、役員・事務局の連携の上会員確保に努める。
- 3 「適正就業の徹底」について、適正就業ガイドラインに沿った事業運営を行っていく。
- 4 「派遣事業の拡大」について、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業など国の補助事業の活用等により、各センターと連携し高齢者が人手不足分野の担い手として活躍していくよう支援する。
- 5 「高齢者活躍人材育成事業」を受託して、高齢者の社会参加を支援し中高年者の雇用就業支援に貢献する。
- 6 「センター未設置地域の解消」のため、現在未設置の6町村に対して、設置に向けて働きかけを行う。
- 7 「(仮称) 新中期計画の作成」について、現計画が、平成29年度で終了することから、平成30年度から始まる新計画を作成する。

以上を踏まえ、平成29年度においては、以下の事業を実施する。

## 【事業計画】

### I シルバー人材センター事業

#### 1 安全・適正就業対策事業

シルバー事業は安全就業が基本であり、法令順守が不可欠であることから「安全就業はすべてに優先する」を念頭に「事故ゼロ」を目指した安全意識の徹底を図るため、安全・適正就業対策委員会のもと、センターと連携して、安全パトロール、安全就業推進大会、個別相談・指導、研修等を実施することにより、安全意識の周知・啓発を図る。

なお、安全パトロール及び安全就業推進大会を早期に実施・開催することにより、安全・適正就業対策を効果的に推進する。

- (1) 安全・適正就業対策委員会の開催（5月、8月、9月）
- (2) 事故情報の収集・分析、再発防止等の検討、それらの情報提供
- (3) 安全就業ニュース（毎月）の活用による安全意識の周知・啓発
- (4) 安全パトロールの早期実施・強化（7月）
- (5) 安全就業推進大会の開催（10月）
- (6) 安全・適正就業推進研修会の開催
- (7) 安全就業優良貢献者表彰の実施

#### 2 就業機会の拡大と会員の拡大

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材育成事業等を積極的に推進するため、推進員の配置を検討する。就業機会の拡大については、シルバー派遣事業を活用して推進を図る。会員の拡大については、広報・宣伝活動等を強化して効果的な取り組みをする。

##### (1) 事業目標値

区分	平成28年度	平成29年度	前年比
契約金額	4,885,000 千円	4,900,000 千円	100.3 %
就業延人員	1,015,000 人日	1,020,000 人日	100.4 %
会員数	16,000 人	17,800 人	111.3 %

- (2) 就業開拓用リーフレット・シルバー派遣事業リーフレットの作成
- (3) ウェブサイトや広報紙等の活用
- (4) シルバーしごとネットの活用

#### 3 労働者派遣事業

労働者派遣事業の実施事業所を通じて、センター会員を対象に、労働者派遣事業による就業機会の提供を行なうとともに、労働者派遣事業に係る統括管理等を県内全域で実施する。

また、全センターの労働者派遣事業の実施を目指して指導助言を継続して行う。

(1) 事業目標値

区 分	平成28年度	平成29年度	前年比
契 約 金 額	287,785 千円	410,000 千円	142.4 %
就 業 延 人 員	57,108 人日	83,000 人日	145.3 %
実施事業所数	27センター	28センター	103.7 %

※ 平成29年度目標数値は、中期計画目標数値を28年度に達成したことから、改めて各センターの目標数値を積算したものである。

(2) シルバー派遣運営委員会の開催（5月、7月、9月、12月、2月）

(3) 派遣元責任者講習会への参加推奨

(4) 派遣事業担当者研修会（勉強会）の開催

(5) 労働基準法、労働安全衛生法に定められている派遣元責任体制の整備

#### 4 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る範囲内において、県内の高年齢者に対し、有料の職業紹介による就業機会の提供を行なうとともに、法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行なう。

#### 5 調査研究・普及啓発事業

中期計画策定委員会が、就業機会の拡大と会員の拡大による新たなシルバー事業の発展を図るため、平成27年度に策定した「中期計画」の行管理をするとともに、平成30年度からの次期中期計画の策定を行う。

普及啓発活動を推進するため、ウェブサイトによる詳細な情報を発信する。また、シルバー月間のイベントを活用するとともに、各種団体や報道機関等へ積極的に情報提供するなど、多様な機会を利用して、県民や事業所等に対してシルバー事業の業務内容、会員の活動状況等の周知を図り、入会促進や受注拡大及び就業分野の開拓等に努める。

さらに、センター及び関係機関等の情報収集に努めるとともに、全国の先進事例等の収集と合わせ収集した情報の提供に努める。

(1) 中期計画策定委員会の開催（7月、10月、12月、2月）

(2) ウェブサイトのきめ細かな更新

(3) 普及啓発用ポスター・リーフレット・チラシ等の活用

(4) 会報「連合会だより」の発行

(5) 「連合会事業概要」の作成

(6) ウェブサイトや自治体広報紙等の活用

(7) 普及啓発月間「シルバー月間」（10月）の活用

(8) 各種イベントへの積極的な参加による広報活動

## 6 その他指導・助言、情報提供等

各種会議・研修会等の場やウェブサイト、広報紙等を活用して、センター等への情報提供に努めるとともに、各センターの情報共有化に努める。また、個別の指導助言を行うとともに、就業機会の拡大、会員拡大のための取組等について、検討・協議・情報交換等を行なう。

- (1) 理事長研修会の開催
- (2) 事務局長研修会の開催
- (3) 職員研修会の開催
- (4) 事務局長会議の開催（7月、10月、1月）
- (5) 安全・適正就業対策、派遣事業運営、中期計画策定委員会の運営
- (6) 9センターに対するシルバー人材センター事業指導事業の実施
- (7) 全国シルバー人材センター事業協会、東北シルバー人材センター連絡協議会への参画

## II 高齢者活躍人材育成事業

宮城労働局から委託を受け、地域の高齢者にシルバー人材センター連合が行なうシルバー派遣就業を前提とした技能講習を設定し、講習実施コーディネーターの配置等を行ない、人手不足分野等において、地域の高齢者が活躍できるよう、当該分野で就業するために必要な技能を付与するため、技能講習を実施する。

技能講習は、シルバー人材センターへ入会可能な60歳以上の高齢者を対象に、1講習5名から20名の規模で実施する。実施地域については、各シルバー人材センターと協議の上決定する。

- (1) 実施地域 仙台市等6地域
- (2) 講習科目 安全衛生教育、自動車安全運転、接遇・マナー、剪定等 6科目

## III 法人管理事業

### 1 会員の状況

平成29年2月末現在における会員数は、正会員30団体、賛助会員43団体、合計73団体となっている。センター未設置の6町村の動向を把握し、関係機関との連携の下、センター設立の推進に努めるとともに、賛助会員の拡大に努める。

### 2 理事会等の開催

理事会は法人の業務執行に関する意思決定機関であることから、理事会と事務局の情報の共有等による連携を深め、確実な事業運営の推進を図る。また、法令順守、情報公開の確立に努め、事業運営に関して必要な会議を開催する。

### 3 法人運営及び会計財務の改善

事務事業の精査による経費節減と連合会の組織機能の強化を図る。

また、会計顧問や行政庁の助言・指導を仰ぎつつ、法人運営の改善を図るとともに、20年度会計基準に基づく適正な会計財務処理に努める。